

1. 雇用保険

(1) 雇用保険の適用要件

雇用保険は、原則的として労働者を一人でも雇用する事業に適用されます。次の2つの要件を満たす場合には、パートタイム・有期雇用労働者についても雇用保険の被保険者になります。

雇用保険の適用基準

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

(2) 適用区分

65歳未満	65歳以上
一般被保険者	高年齢被保険者

【雇用保険料率】・一般の事業…………… 9/1000（事業主負担 6/1000、労働者負担 3/1000）
 ・農林水産・清酒製造事業………… 11/1000（事業主負担 7/1000、労働者負担 4/1000）
 ・建設の事業…………… 12/1000（事業主負担 8/1000、労働者負担 4/1000）
 （令和3年度概算保険料の計算に使用）

(3) 失業給付を受けられる日数（基本手当の所定給付日数）

① 一般の離職者（定年・自己都合・懲戒解雇等による離職）

被保険者であった期間	1年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	120日	150日

② 特定受給資格者（倒産、解雇等による離職）（※1）及び特定理由離職者（※2）

被保険者であった 期間 離職時の年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日(90日) ^{※3}	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日(90日) ^{※3}		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※1 「倒産、解雇等による離職者」（特定受給資格者）にあたるかどうかの判断は、ハローワークが行います。

※2 期間の定めのある労働契約の時期が満了し、かつ当該労働契約の更新がないことにより離職した者（更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立しなかった場合に限定）について該当する場合があります。該当するかどうかの判断はハローワークが行います。

※3 ()内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数。

③ 障害者等の就職困難者、高年齢者（65歳以上で離職）は別に定められています。

(4) 給付を受けるための雇用保険加入期間

離職日以前の2年間に11日以上または80時間以上働いた月が通算12か月以上あり、かつ、雇用保険加入期間が通算12か月以上あること。

倒産・解雇等により離職した場合は、離職日以前の1年間に11日以上または80時間以上働いた月が6か月以上あり、かつ、雇用保険加入期間が通算6か月以上あること。

(労働契約が更新されなかったために離職した有期契約労働者についてもこちらに該当する場合があります。)

(5) 基本手当日額

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前6か月に毎月きまって支払われていた賃金(賞与等は除きます。)の合計を180で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます。)のおよそ50～80%(60歳～64歳については45～80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は、年齢区分ごとにその上限値が定められています。

基本手当日額の上限値

(令和3年8月1日現在)

30歳未満	6,760円
30歳以上45歳未満	7,510円
45歳以上60歳未満	8,265円
60歳以上65歳未満	7,096円

2. 労災保険

労災保険とは労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。この労災保険と雇用保険をあわせて労働保険といいます。一般的にはこの二つの保険にかかる保険料の申告・納付等は一括して行われています。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付、⑧二次健康診断等給付があります。

※ 労災保険料率 全額事業主負担 2.5/1000～88/1000 (業種等により異なります)

(平成30年4月1日改定)

詳しくは、東京労働局労働保険徴収部 電話 03(3512)1627

または、労働基準監督署(労災保険)、ハローワーク(雇用保険)へお問い合わせ下さい。

(「相談窓口案内」のページ参照)